

## 第10号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定する狂犬病予防法の特例の適用を受けることに伴い、犬の登録及び鑑札の交付の事務に係る手数料等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

犬の登録及び鑑札の交付
犬の鑑札の再交付
狂犬病の予防注射済票の交付
狂犬病予防注射済票の再交付

」

を

「

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定によりあったものとみなされる狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請に対するものを除く。)及び鑑札の交付
狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定による犬の鑑札の再交付
狂犬病予防法第5条第2項の規定による狂犬病予防注射済票の交付
狂犬病予防法施行令第3条の規定による狂犬病予防注射済票の再交付

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。